

国立大学法人長岡技術科学大学寄附金経理事務取扱要項

平成 16 年 4 月 1 日
学 長 裁 定

(趣旨)

第 1 国立大学法人長岡技術科学大学(以下「本学」という。)における寄附金の受入れ及び経理に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 センター 学則第 8 条に規定する学内共同教育研究施設をいう。
- 二 研究担当職員 当該寄附金を使用し、研究を遂行する職員とする。

(寄附金の申込み)

第 3 学長は、寄附金の申込みをする者(以下「寄附申込者」という。)があるときは、その者から次の事項を記入した寄附申込みに係る書類の提出を受けるものとする。

- 一 寄附金額(有価証券にあつては、証券名、額面金額及び時価)
- 二 寄附者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名(個人にあつては、氏名及び住所)
- 三 寄附の目的及び条件
- 四 寄附金に名称がある場合は、その名称
- 五 その他参考となる事項

(寄附金受入れの決定)

第 4 学長は、寄附金の申込みを受けたときは、関係する系、センター及び事務局(以下「系等」という。)の長(以下「系長等」という。)とその内容を協議の上、適当と認められた場合は、その受入れを決定するものとする。

2 学長は、前項の受入れを決定したことについて、教授会に報告するものとする。

(受入れの決定通知)

第 5 学長は、寄附金の受入れを決定したときは、寄附申込者及び出納命令役に通知するものとする。

(寄附金の使途)

第 6 寄附金は、寄附の目的に添って使用しなければならない。

2 寄附の目的を特定しない寄附金については、使用目的を定めることができるものとする。

(寄附金の使途変更等の決定)

第 7 研究担当職員は、当該寄附金を使途変更又は他の国立大学法人に移動(以下「使途変更等」という。)する必要がある場合は、当該系長等を経由し、学長に寄附金使途変更(移動)申請書をもって申し出るものとする。

2 学長は、前項の申出を受けたときは、その内容を審査し、使途変更等をする必要があると認められたときは、学長の承認を得て、使途変更等を行う決定をするものとする。ただし、次に掲げるものは、学長の承認があったものとして使途変更等を行う。

一 寄附金の残金が千円未満となったものを他の教育研究の目的に使用しようとする場合

二 研究担当職員が他の国立大学法人へ異動したため、当該国立大学法人に移動しようとする場合

(使途変更等の決定通知)

第 8 学長は、第 7 の第 2 項の寄附金使途変更等の決定をしたときは、当該系長等を経由して研究担当職員に寄附金使途変更(移動)決定通知書をもって通知するものとする。

(研究助成団体等からの助成金)

第 9 本学の教員が、研究助成団体等から助成金等を受け、当該助成金等を用い、本学の施設・設備等を使用し、本務として教育・研究を行う場合は、当該助成金を研究助成団体等又は教員が本学へ寄附するものとする。

(雑則)

第 10 この要項に定めるもののほか、寄附金経理事務に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。